

○北海道警察現場鑑識実施要綱の制定について

令和6年9月19日

道本鑑第1930号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道警察における現場鑑識の実施については、「北海道警察現場鑑識実施要綱の制定について」（平23. 3. 14道本鑑第536号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、その内容について所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察現場鑑識実施要綱」を定めたので適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

北海道警察現場鑑識実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「捜査規範」という。）に定めるもののほか、現場鑑識の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

現場鑑識の実施に当たっては、捜査規範及びこの要綱の定めるところに従い、迅速な現場臨場、徹底した現場観察によるち密な鑑識活動を実施し、現場資料を漏れなく発見及び採取するとともに、科学的かつ合理的判断により、これを効果的に活用し、事件事故の解決等に資するものとする。

第3 現場鑑識体制の確立

1 本部の事件等発生時の措置

警察本部の鑑識課長及び方面本部の鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）は、おおむね次に掲げる事件若しくはこれらに発展するおそれのある事件（以下「重要事件等」という。）の発生を認知したとき、又は重要事件等の発生地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）から派遣要請を受けたときは、重要事件等の規模、内容、現場の状況等に応じ、必要な人員を派遣するものとする。

ア 北海道警察捜査指揮規程に規定する警察本部長指揮事件又は方面本部長指揮事件

イ 死亡ひき逃げ事件等の重要又は特異な交通事故

ウ その他社会的影響が大きい重要又は特異な事件

2 本部の現場鑑識体制の確立

(1) 鑑識課長の措置

鑑識課長は、現場鑑識活動を適正かつ効果的に実施するため、次のとおり必要な人員を派遣するとともに、所轄警察署長の指揮に積極的に協力又は助言するものとする。

ア 鑑識課長は、重要事件等の発生を認知したときは、機動鑑識班（係）、現場係、その他の係（以下「現場鑑識員」という。）から必要な人員を派遣するものとする。

イ 鑑識課長は、重要事件等以外の事件発生を認知した際においても、現場鑑識員の派遣による現場鑑識活動が必要と認めたときは、必要な人員を派遣するものとする。

(2) 事件主管課長及び科学捜査研究所長との連携

鑑識課長は、重要事件等発生後の捜査体制に関し、本部の事件主管課長（以下「事件主管課長」という。）及び科学捜査研究所長と緊密な連携を保ち、現場鑑識活動を適正かつ効果的に実施し、採取した現場資料に関する情報その他現場鑑識活動により入手した情報を速やかに初動捜査活動等に活用することができるよう配意しなければならない。

(3) 警察本部現場鑑識員の札幌方面以外への派遣

ア 方面本部の鑑識課長は、当該方面本部管内で発生した重要事件等の規模、内容、現場の状況等により、派遣の必要があると認めるときは、警察本部の鑑識課長に対し、警察本部現場鑑識員の派遣を要請することができる。

イ 派遣された警察本部現場鑑識員は、所轄警察署長等の指揮下に入り、適正かつ効果的に現場鑑識活動を実施するものとする。

3 警察署の現場鑑識体制の確立

(1) 重要事件等発生時の措置

ア 所轄警察署長は、重要事件等の種別に応じ、鑑識課長（札幌方面以外の方面の所轄警察署長にあつては、当該方面本部の鑑識課長）に現場鑑識員の派遣を要請するとともに、自署の鑑識係並びに「北海道警察鑑識代行員等運用要綱の制定について」（平18. 2. 28道本鑑第334号）に規定する鑑識特別代行員、鑑識代行員及び鑑識補助員による現場鑑識班を編成するものとする。

イ 所轄警察署長は、現場鑑識員の派遣を受けたときは、自署の現場鑑識班に編入するものとする。

(2) 現場鑑識責任者の指定

所轄警察署長は、現場鑑識活動を実施するに当たり、次のとおり現場鑑識責任者を指定するものとする。

ア 重要事件等発生時は、原則として、自署の捜査担当部門の警部補以上の階級にある者を現場鑑識責任者に指定するものとする。この場合において、現場鑑識員として機動鑑識班長等警部の階級にある者の派遣を受けたときは、その者を現場鑑識責任者に指定することができる。

イ 重要事件等以外の事件発生時は、所轄警察署長の指名した者をもって現場鑑識責任者に指定するものとする。

(3) 現場鑑識責任者の任務

現場鑑識責任者は、捜査主任官（捜査規範第20条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）の指示の下、現場鑑識班を指揮して密な現場鑑識活動を実施し、採取した現場資料に関する情報その他現場鑑識活動により入手した情報を捜査主任官に報告して、速やかに初動捜査活動等に活用するよう配意しなければならない。

(4) 重要事件等以外の事件発生時の措置

所轄警察署長は、自署管内において発生した重要事件等以外の事件の内容、現場の状況等により、必要があると認めるときは、現場鑑識班を編成するなどし、現場鑑識活動を行うものとする。この場合において、現場鑑識員の派遣が必要であると認めるときは、鑑識課長に派遣を要請することができる。

4 鑑識専従指定捜査員の派遣及び警察署のブロック運用に係る警察署間の協力関係の確立

鑑識課長及び所轄警察署長は、「指定捜査員の派遣による捜査体制の確立について」（令3. 3. 24道本刑第4547号）及び「警察署のブロック運用について」（令2. 3. 24道本務第4877号）により、重要事件等発生時の現場鑑識活動においても

警察署相互間の支援活動を推進するものとする。

第4 鑑識資器材の整備及び保管

鑑識課長及び所轄警察署長は、自所属に配備されている鑑識資器材等の数量、性能等を常に点検し、いつでも使用できる状態に整備しておかなければならない。

第5 基礎資料の収集及び整備

鑑識課長は、現場資料の有効活用を図るため、事件等の種別に応じて、指掌紋、履物底、DNA型鑑定資料、その他基礎資料の収集及び整備に努めなければならない。

第6 現場保存における留意事項

- 1 現場保存に当たっては、捜査規範に定めるところに従い、現場資料の滅失、散逸等の防止について細心の注意を払わなければならない。
- 2 現場保存は、現場に先着した警察官がこれに当たるものとし、当該者が2人以上のときは上位の階級にある者又は先任者を現場保存責任者とする。この場合において、捜査主任官が現場に到着し、現場保存責任者を別に指定したときは、その者に対し必要な事項を確実に引き継ぐものとする。
- 3 現場保存責任者は、現場保存に従事する者（以下「現場保存従事者」という。）を指揮し、現場保存範囲の設定、現場立入り規制、現場資料の保全等の措置を執るとともに、取扱事項を詳細に記録して、捜査主任官に報告しなければならない。
- 4 所轄警察署長は、重要事件等の発生を認知したときは、現場保存従事者のほか現場警戒責任者及び現場警戒補助者を指定し、立入規制区域における警戒に当たらせるものとする。

第7 現場鑑識活動実施上の留意事項

1 基本的な心構え

現場鑑識活動は、現場に存在する可視・不可視の現場資料を的確に発見及び採取することにより、証拠を保全し、又は犯人を発見し、若しくは犯罪事実を証明するものであることから、先入観にとらわれることなく、綿密かつ徹底した現場観察、合理的な視点に基づき確実に実施しなければならない。

2 留意事項

(1) 現場鑑識活動の範囲

現場鑑識活動を実施する範囲は、単に犯行現場、事故現場等に限定することなく、広範囲に選定すること。

(2) 現場鑑識の統制及び順序

ア 現場鑑識責任者は、検証班の責任者と緊密に連携し、鑑識活動に従事する者（以下「鑑識活動従事者」という。）に具体的な任務を付与するなど、現場鑑識活動を推進及び統制すること。

イ 現場鑑識活動は原則として外周から中心部に向かって実施すること。

(3) 服装等

鑑識活動従事者は、鑑識活動服又は現場鑑識活動に適した被服を着用し、ヘアネット、マスク、手袋、履物カバー等を用いるとともに、ズボンの裾を靴下内に折り込むなど、自らの付着物、毛髪、体毛等の落下によるコンタミネーション防止に努めること。

また、立会人及び事件関係者等で現場に立ち入る者についても同様とする。

(4) 鑑識資器材の活用

現場鑑識活動の実施に当たっては、鑑識資器材を有効に活用し、鑑識活動を効率かつ的確に推進して現場資料を採取すること。

(5) 手口観察

現場鑑識活動に当たっては、犯行方法、物色状況、共犯の有無、逃走口等について詳細に観察し、犯行手口を明らかにすること。

(6) 現場変更の確認及び矛盾の発見

現場鑑識活動の実施に当たっては、現場変更の有無を確認し、変更があったときは、変更の原因及び理由並びに変更の時刻、変更した者を明らかにするとともに、現場の矛盾を発見し、疑問点を究明すること。

(7) 立証措置

現場の状況及び現場資料は、立会人に示して確認させるとともに、写真撮影、記録化等の方法による立証措置を確実に行ってから採取すること。

(8) 現場の復元

現場鑑識活動中及び活動が終了したときには、鑑識活動によって汚染された箇所を清掃を確実に実施し、常に被害者の立場に立った活動に配慮すること。

(9) 現場鑑識実施報告書の作成

現場鑑識活動を実施したときは、現場鑑識実施報告書（別記様式）を作成し、事件記録に添付して活動結果を明らかにすること。

第8 現場資料採取上の留意事項

- 1 鑑識活動従事者は、現場資料発見時における現場鑑識責任者への報告を徹底し、確認を得た上で処理すること。
- 2 鑑識活動従事者は、現場資料を採取する前に必ず立会人に対し、その位置、形状、個数等を確認させること。
- 3 立会人には、原則として、「立会いの趣旨が理解できる者」「現場資料の存在状態を確認できる者」「証言能力を有する者」「事件に関する容疑性が認められない者」を選定すること。
- 4 現場資料の採取に当たっては、採取場所、採取順位等を検討し、立会人の面前で最も適切な方法により採取すること。
- 5 微物資料の採取に当たっては、各種鑑定技術等が日進月歩進展していることに鑑み、各種微物それぞれの特性をよく理解した上で、適正かつ有効な採取方法を検討して実施すること。
- 6 現場資料は、他の微物等を混入させないため、滅菌された資器材を使用するなどして、清潔なビニール袋、ポリエチレン容器、ガラス容器等に収納し、資料の名称、番号、採取年月日等を記載したラベルを貼付するなどして保存する。

第9 現場資料の有効活用

- 1 現場資料は捜査の各段階において有効に活用しなければならないことから、速やかに警察本部鑑識課、科学捜査研究所又は方面本部鑑識課に対し、鑑定嘱託若しくは対照依頼（以下「鑑定等」という。）しなければならない。
- 2 鑑定等を受けた警察本部鑑識課員、科学捜査研究所員又は方面本部鑑識課員は、速やかにこれを処理するものとし、結果については、必要により鑑定書等の発送に先立ち、電話で結果を伝えるなど迅速な回答に努めなければならない。

第10 警察犬の活用

1 出動要請

所轄警察署長及び事件主管課長は、警察犬の使用が必要と認められるときは、「北海道警察における警察犬運用要領の制定について」（令6. 5. 1道本鑑第481号）の定めるところにより、速やかに鑑識課長に対し、警察犬の出動を要請するものとする。

2 活動上の配慮事項

警察犬による捜索は、事件の内容、現場の状況等に応じ、広範囲に反復して実施すること。

第11 似顔絵の活用

1 似顔絵の作成

鑑識課長及び所轄警察署長は、似顔絵の作成が必要と認められるときは、「北海道警察似顔絵技能者等運用要綱の制定について」（平22. 3. 1 道本鑑第384号）に定める、似顔絵技能者又は似顔絵受講者を出動させ、似顔絵の作成に当たらせるものとする。

2 捜査への活用

所轄警察署長及び事件主管課長は、類似度等似顔絵作成結果を考慮した上で捜査への活用に努めること。

第12 鑑識教養の推進

鑑識課長及び所轄警察署長は、捜査部門のみならず、地域部門を始めとした全職員に対して、基本的な鑑識手法のほか、最新の鑑識手法に係る教養を徹底し、組織全体の鑑識能力の更なる向上及び均質化を図るものとする。

※ 別記様式は省略